

令和8年1月1日から、
当院は「機能強化型在宅療養支援病院」になりました

この度、一定の緊急往診や在宅看取り件数などの実績を満たしたことにより、令和8年1月に「機能強化型在宅療養支援病院」として東海北陸厚生局に届出を行いました。

【在宅療養支援病院とは】

在宅療養をされる方のために、地域において24時間体制での在宅医療の提供に係わる積極的役割を担って診療にあたる病院のことです。

- ① 24時間連絡を受ける体制を確保する
 - ② 24時間往診や訪問看護が可能な体制を確保する
 - ③ 往診担当医の氏名、担当日等を文書により患者さんに提供する
 - ④ 緊急時入院できる体制を確保している

これまで在宅療養支援病院として患者さんやご家族に対し、丁寧に寄り添った訪問診療を心がけて参りましたが、今後は、今まで以上に、安心してご自宅で過ごせるよう、居宅介護事業所（ケアマネージャー）や訪問看護ステーションとも連携を取りながら職員一同取り組んで参りますので、何卒よろしくお願ひいたします。

なお、厚生労働省が定める診療報酬の計算方法がこれまでと変更となるため、医療費を一定程度多くご負担いただくことになりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

病院長

